電子納品の対象範囲について

工事の電子納品の対象範囲は、以下のとおりです。

○建設工事

対象工事	すべての建設工事
対象金額	2,500万円以上
対象成果物	工事写真
提出部数	2 部 (電子媒体 (CD-R))
適用	3月10日から3月31日に完了届が提出される建設工事は対象範
	囲外となります (工事写真は紙での提出)。

○工事関係委託

対象委託	すべての工事関係委託
対象金額	500万円以上
対象成果物	原則、すべての成果物
提出部数	2 部 (電子媒体 (CD-R))
	1部(報告書、縮小図面)(紙での提出が必要)

【留意事項】

- ・対象金額以下の建設工事(工事関係委託)の場合においても、監督員との協議に より電子納品とすることができます。
- ・対象金額は、当初設計金額です。
- ・対象成果物の詳細については、「刈谷市電子納品運用ガイドライン (案)」を参照してください。
- ・建設工事については、工事請負代金の支払に伴う会計事務のため、<u>工事の着手前・</u> 完了写真は紙での提出が別途必要となります。